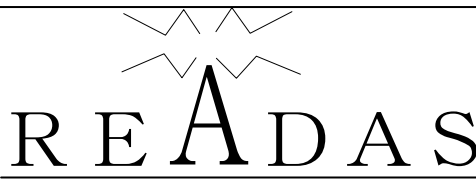


第 5772 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 8月10日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 養子縁組の活用

**Q**：相続税対策で養子縁組が活用できると聞きましたが、どのような効果があるのですか？

**A**：次のような効果があります。

### 【解説】

相続税の税額計算は、累進税率を適用していますので、養子縁組をして法定相続人が増えれば、それに伴って法定相続分が減り、低い税率によって計算され、税額が下がる場合があります。

また、養子縁組をして法定相続人が増えると、次のようなメリットもあります。

- ①相続税の基礎控除額(非課税枠)が1人につき、600万円増える
- ②生命保険金の非課税枠が1人につき、500万円増える
- ③退職手当金等の非課税枠が1人につき、500万円増える

このように、法定相続人が増えれば増えるほど相続税額が安くなるような仕組みになっていますので、相続税法では法定相続人の数に含める養子の数を次のように規制しています。

- イ.被相続人に実子がいる場合・・・1人
  - ロ.被相続人に実子がいない場合・・・2人まで
- とはいうものの、養子縁組をすれば税額が減ることには変わりありませんし、孫を養子にすれば、財産を一代飛ばしで相続させることができますので、子から孫への相続税が軽減されるというメリットもあります。

